

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第三条を次のように改める。

（届出）

第三条 新たに条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として広域連合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第四条第一項中「広域連合長」の下に「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前条に規定する」を「前条第一項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（支給の始期及び終期）

第五条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（広域連合長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。